

令和7年9月22日

監視指導課

直 通：092-643-3395

内 線：3586、3583

担 当：吉瀬、兒玉

産業廃棄物中間処理施設に対する行政代執行の着手について ～行政代執行の一部として、実施設計業務を行います～

有限会社エコテック（嘉麻市大隈）の産業廃棄物中間処理施設における産業廃棄物の過剰保管事案に関し、処理業者（1法人2個人）及び排出事業者（8法人）に対し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項に基づく措置命令を発出していましたが、履行期限を過ぎた現在も全ての履行は確認できていません。

この度、当該過剰保管による生活環境保全上の支障のおそれを除去するために、法第19条の8第1項の規定に基づく代執行に着手することとし、その一部として、実施設計の業務委託を行いました。

なお、今回実施するのは設計業務委託であり、現場での作業は行いません。工事に着手する際は、改めてお知らせします。

1 実施設計業務委託について

（1）委託業者

株式会社建設技術研究所九州支社 支社長 森藤 敏一

（2）契約期間

令和7年9月22日から令和8年3月13日まで

（3）委託の内容

支障のおそれの除去工事に係る実施設計業務

（4）契約金額

26,259,200 円

（5）支障除去工事の内容

成型及び覆土

2 今後の予定

本実施設計後、代執行の現地工事として支障除去工事（成型及び覆土）を実施予定。

【参考】措置命令の命令日及び履行期限

（1）処理業者（（有）エコテック及び役員等）

命令日 令和5年7月20日、21日

履行期限 令和7年5月31日

（2）排出事業者（8法人）

命令日 令和5年12月19日～27日

最終履行期限 令和7年6月30日（1社は履行確認済）

【参考】 有限会社エコテックドローン空撮写真



(撮影日：令和7年8月13日)

【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

第十九条の八 第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二～四 （略）

2 都道府県知事は、前項（第三号に係る部分を除く。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

ブリーフィングを行います。

日時：令和5年7月21日（金）15時30分～

会場：県庁8階 会見室

※この資料をご持参ください。

令和5年7月21日

環境部監視指導課

内線：3587

電話：092-643-3397

担当：帆足、中川、山下

産業廃棄物中間処理施設に係る行政処分について

嘉麻市の産業廃棄物中間処理施設（嘉麻市大隈字百谷11番25）における産業廃棄物の過剰保管事案に関し、有限会社エコテック、同社元取締役及び同社取締役に対して、令和5年7月20日及び21日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づき措置命令を発出（※）しましたので、お知らせします。

（※）同事案については、平成29年7月24日、有限会社エコテック及び同社取締役に対して措置命令を発出しておりましたが、今回、以下のとおり、新たに措置命令を発出するものです。

1 被命令者（1法人2個人）

（1）有限会社エコテック（取締役 高山 陽美）

法人所在地：嘉麻市下山田135番地の16

（2）高山 和仁（たかやま かずひと）（元取締役：平成30年9月28日辞任）

（3）高山 陽美（たかやま ひろみ）（取締役：平成30年9月28日就任）

2 処分（措置命令）の内容 （現場写真は次ページ参照）

	内容	着手期限	履行期限
命令A	区画Aの放置産業廃棄物を全量撤去し 適正に処理すること	令和5年9月30日	令和5年11月30日
命令B	区画Bの放置産業廃棄物を全量撤去し 適正に処理すること	令和5年11月30日	令和7年5月31日

※命令Bについては、3か月ごとに中間履行期限を設定。

3 処分の理由

- ・本事案については、平成29年7月24日に有限会社エコテック及び当時の取締役である高山和仁に対し、廃棄物の撤去等を命じる措置命令を発出した。
- ・この措置命令については、履行期限（平成30年3月31日）を経過した現在も未履行で、多量の廃棄物が放置されたままである。
- ・また、上記措置命令発出後、放置廃棄物の保管量や保管状況に変動が生じている。
- ・このため、現在の放置廃棄物の保管状況等を踏まえ、新たに措置命令を発出するものである。

〈参考〉

有限会社エコテックドローン空撮写真



(撮影日：令和 5 年 2 月 22 日)

有限会社エコテックに係る経過概要

平成 29 年 5 月 28 日	中間処理施設の過剰保管廃棄物から火災が発生 (鎮火：同年 6 月 23 日、火災期間：27 日間)
平成 29 年 7 月 12 日	事業停止命令 ・事業の全部停止 ・命令期間：平成 30 年 3 月 31 日まで
平成 29 年 7 月 24 日	措置命令（保管する産業廃棄物の撤去） ① 燃焼後廃棄物の全量撤去（履行期限：平成 29 年 10 月 16 日） ② 保管場所以外に保管しているその他の廃棄物の撤去 (履行期限：平成 30 年 3 月 31 日)
平成 29 年 10 月 16 日	履行期限①：搬出実績なし
平成 30 年 2 月 1 日	(有)エコテックが事業廃止届出を提出
平成 30 年 3 月 31 日	履行期限②：搬出実績なし
平成 30 年 4 月～	排出事業者に対する撤去要請（39 事業者、33,724 トン）
平成 30 年 5 月 30 日～	排出事業者の一部による廃棄物の撤去開始

令和5年12月28日

環境部監視指導課

内線：3583

電話：092-643-3395

担当：帆足、中川、谷山

嘉麻市の産業廃棄物中間処理施設に係る 排出事業者に対する行政処分について

嘉麻市の産業廃棄物中間処理業者（有限会社エコテック）が事業場内（嘉麻市大隈字百谷11番25外）において、産業廃棄物を過剰に保管し、平成29年5月に火災が発生した事案について、これまで当該中間処理業者に対する措置命令や、当該中間処理業者に処理を委託した排出事業者に対する産業廃棄物の撤去要請を行ってきました。

この度、撤去要請に応じていない排出事業者8者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づき措置命令を発出しましたので、お知らせします。

1 被命令者（8法人）

- ・株式会社シゲン（横浜市中区山下町70-13）
- ・株式会社グローバル工業（兵庫県姫路市御国野町御着668番地）
- ・株式会社NAKATA（兵庫県姫路市船津町2702番地）
- ・山伸興業株式会社（三重県員弁郡東員町大字筑紫字東川原1006番地）
- ・株式会社ワールド環境（兵庫県姫路市飾東町大釜新746番地）
- ・有限会社モノカ環境（大阪市住之江区柴谷二丁目11番9号）
- ・マルセン工業株式会社（愛知県大府市梶田町四丁目33番地17）
- ・有限会社寿建材（神戸市西区秋葉台一丁目23番地12）

2 講ずべき措置の内容

有限会社エコテック（福岡県嘉麻市下山田135番地の16）の事業場内の産業廃棄物のうち、各被命令者が有限会社エコテックに処理を委託した量を撤去し適正に処理すること。（撤去量及び履行期限等は、別紙のとおり。）

3 命令の理由

有限会社エコテックは、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行っており、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれ（廃棄物の飛散流出、火災発生等）がある。

被命令者は、委託基準に違反する委託を行った者及び産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に係る義務について違反がある者と認められる（法第19条の5第1項第2号及び第3号に該当）。

- ・委託基準違反：委託契約書における法定記載事項の不記載
- ・管理票に係る義務違反：管理票の交付者が講ずべき措置違反（虚偽の管理票の送付を受けた等にもかかわらず、適切な措置を講じていない）、管理票法定記載事項の不記載等
よって、法第19条の5第1項の規定に基づき措置命令を発出するものである。

4 参考

有限会社エコテック及び役員等に対しては、令和5年7月に措置命令を発出
（履行期限 区画A：令和5年11月30日、区画B：令和7年5月31日）

(別紙)

排出事業者に対する措置命令に係る事業者名、撤去量及び履行期限等

法人名 (所在地)	措置命令 の撤去量	命令日	着手期限	履行期限
(株)シゲン (横浜市)	13,100.22 t	R5. 12. 20	R6. 3. 31 (3 か月)	R7. 6. 30 (18 か月)
(株)グローバル工業 (姫路市)	3,129.39 t	R5. 12. 21	R6. 3. 31 (3 か月)	R7. 2. 28 (14 か月)
(株)NAKATA (姫路市)	2,818.87 t	R5. 12. 21	R6. 3. 31 (3 か月)	R7. 1. 31 (13 か月)
山伸興業(株) (三重県)	1,419.29 t	R5. 12. 27	R6. 3. 31 (3 か月)	R6. 8. 31 (8 か月)
(株)ワールド環境 (姫路市)	841.89 t	R5. 12. 21	R6. 3. 31 (3 か月)	R6. 6. 30 (6 か月)
(有)モナカ環境 (大阪市)	462.64 t	R5. 12. 22	R6. 3. 31 (3 か月)	R6. 5. 31 (5 か月)
マルセン工業(株) (愛知県)	370.28 t	R5. 12. 19	R6. 3. 31 (3 か月)	R6. 5. 31 (5 か月)
(有)寿建材 (神戸市)	19.70 t	R5. 12. 21	R6. 3. 31 (3 か月)	R6. 4. 30 (4 か月)
計	22,162.28 t	—	—	—

(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

(措置命令)

第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者

二 第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者

三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者

イ〜ル （略）

四〜五 （略）

〈参考〉

有限会社エコテックドローン空撮写真



(撮影日: 令和5年2月22日)

経過概要

平成29年5月28日	中間処理施設の過剰保管廃棄物から火災が発生 (鎮火: 同年6月23日、火災期間: 27日間)
平成29年7月12日	(有)エコテックに対する事業停止命令 (平成30年3月31日まで)
平成29年7月24日	(有)エコテック及び役員(1法人1個人)に対する措置命令 : 保管する産業廃棄物の撤去 (履行期限: 平成30年3月31日)
平成30年2月1日	(有)エコテックが事業廃止届出を提出
平成30年4月～	排出事業者に対する撤去要請
平成30年5月30日～	排出事業者の一部による廃棄物の撤去開始
令和5年7月20日、 21日	(有)エコテック及び役員等(1法人2個人)に対する措置命令 : 保管する産業廃棄物の撤去 (履行期限 区画A: 令和5年11月30日、 区画B: 令和7年 5月31日)